

三条市立大学後援会会則

(名称)

第1条 本会は、三条市立大学後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、三条市立大学(以下「大学」という。)の運営を後援し、大学の発展及び学生の福利厚生に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、大学内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)学生の福利厚生に関する事業
- (2)学生の課外活動支援に関する事業
- (3)学生のキャリア支援に関する事業
- (4)学生の災害時の避難等に関する支援及び安全確保に関する事業
- (5)会員相互及び会員と大学の連絡等に関する事業
- (6)その他本会の目的達成に必要と認める事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1)正会員 大学に在学する学生の父母等又は保証人
- (2)賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

(役員等)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)理事 若干名
- (4)会計 1名
- (5)監事 2名

2 役員任期は、総会の終結の時から翌年度の総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 役員は無報酬とする。

(役員等の選出)

第7条 会長、副会長は、役員の中から選出し、総会において承認する。

2 会長、副会長を除く役員は、正会員の中から理事会で推挙し、総会において承認する。

(役員等の職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して会務を運営し、本会における重要な事項を審議する。

4 会計は、本会の会計業務を担当する。

5 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は総会の議を経て会長が委嘱する

(事務局)

第10条 本会の事務は会長が学長の承認を得て大学事務局に委託する。

(会議)

第11条 本会の会議は総会及び理事会とし、会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

2 会議は、会長が招集する。

3 総会は年度初めに開催し、次の事項を審議する。但し、会長が必要と認めるとき、理事の過半数の請求があったとき及び会員の1/4以上の請求があったときは、臨時に開催することができる。

(1)役員の選出に関する事項

(2)本会の事業に関する事項

(3)予算及び決算に関する事項

(4)会則の改正に関する事項

(5)その他理事会において必要と認めた事項

4 会議に出席できない者は、委任状を提出することにより、議決権を委任することができる。

5 理事会は、会長、副会長、理事、会計及び監事をもって構成し、会長が必要と認めるときに招集して、本会の業務に関する事項及び総会に付すべき事項を審議する。

6 理事会は、理事現在数の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって運用する。

2 予備費の支出については、理事会の承認を得て行うことができる。

(会費)

第 13 条 正会員の会費は、学生一人につき1年分15,000円とし、1年次の前期授業料納入時期に4年間分を原則一括として納めるものとする。

2 賛助会員の会費は、1口10,000円とする。

3 一旦納入した会費は、返還しない。

(事業年度及び会計年度)

第 14 条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(慶弔費)

第 15 条 会員の慶弔に関する取扱い基準は、別に定める。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

2 会長は、第 14 条に定める事業年度の開始後、第11条第3項の2に定める事業内容成立の日まで、前年度の事業内容に準じ事業を行うことができる。

3 会長は、第 14 条に定める会計年度の開始後、第11条第3項の3に定める予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得、又は支出することができる。

附 則

1 この会則は、令和4年6月11日から施行する。

2 第13条は、令和4年度に限り、令和4年度後期授業納入時期に納めるものとする。

3 第13条は、令和4年度に限り、2年次の会費を3年間分とする。

4 第 14 条は、令和4年度に限り、6月11日に始まるものとする。

5 第 6 条は、令和6年度に限り、副会長を2名とする。

令和6年6月1日改正